

質問事項に対する回答

項番	件名	質問	回答
1	契約書について	リース会社を含めた契約書案を提供して頂けますでしょうか。 提供ができない場合はリース会社様式の契約書での締結となってもよろしいでしょうか。	リース会社様式を想定しております。
2	契約書について	契約書(案)は入札前に開示いただけますでしょうか。 開示いただける場合は二社間契約・三社契約の2パターンをお願いします。	項番1で回答したとおりです。
3	賃貸借期間について	納入期限が令和4年8月31日となっている。賃貸借期間については令和4年9月1日から60か月となります。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	賃貸借期間について	コロナ禍による半導体不足等より万が一納品が遅れるケースでは、特段のペナルティを受けないとの認識にてよろしいでしょうか。	落札後、コロナ禍による半導体不足等の影響により、納期が遅延する場合は特段のペナルティを課す予定はありませんが、その場合は落札者と詳細協議により今後の対応を検討いたします。 なお、入札参加された段階で仕様の納入期日内に納入することを確約されたと判断しますので、入札時点で納期までに調達できる見込みがない場合は入札参加を認めません。
5	納期遅延について	納入期日までに物品を納品できることは可能と確認は取れておりますが、今後のコロナウイルス感染症状況や世界的な半導体不足によっては物流遅延等の不測事態が発生し、納期が遅延となる可能性があります。	項番4で回答したとおりです。

		社会情勢の変動に起因する物流遅延等の不可抗力による不測の事態で納期遅延となった場合、指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	
6	賃貸借料の支払いについて	当月分を翌月末までにお支払いするとのスケジュールでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	無償譲渡について	リース会社は、賃貸借期間中の使用許諾権を買い受け雲南市に賃借します。期間終了後に無償譲渡等をする権限がなく、権利義務関係から外れます。 ソフト部分の譲渡については入札者と協議頂き取り決める形となりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、ソフト部分の譲渡については本市と落札者で協議をして取り決めます。
8	無償譲渡について	入札公告の 12. 物品の譲渡において、リース終了後の無償譲渡を条件とします。とあります。 リース契約期間終了後のデータ消去等を行わず、物件の所有権を貴市に対して、現状有姿のまま無償で譲渡する。 また、譲渡した物件の品質等については一切の責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	契約の解除について	入札公告の 15. 契約について、長期継続契約とあります。 リース期間 60 ヶ月間は、予算等による契約の解除は無いとの理解でよろしいでしょうか。	地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約は、『各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、複数年度にわたる契約を締結する』という法律上の制約があります。契約を締結しても、その後その予算が削減・減額された場合には、契約を解除・変更するなどの可能性があります。